

令和 8 年度福岡県介護サービス事業所多言語対応支援費実施要領

この要領は、福岡県介護サービス事業所多言語対応支援費補助金（以下「補助金」という。）交付要綱に定めるほか、令和 8 年度の本事業の実施に当たり必要な事項について定める。

1 事業概要

この補助金は、福岡県内に所在し、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）上の介護事業を行い、外国人介護職員を受け入れる（予定を含む。）施設等が、以下事業を実施した場合に要する経費を補助する。

(1) 補助対象事業

① 外国人介護職員の活躍に資するツール等の導入支援に係る事業

- イ 携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェア、e ラーニングシステム等の導入
- ロ 介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の作成
- ハ 介護業務マニュアルの翻訳

② 外国人介護職員の活躍に資するツール等の活用促進に係る事業

- イ 外国人介護職員の活躍に資するツール等を有効活用するための研修、勉強会の開催及び関連規程の整備
- ロ 外国人介護職員に対する日本語学習の支援（日本語講師による教育等）
- ハ 日本人介護職員に対する異文化理解に資する教育・研修の受講の支援
- ニ 日本人介護職員に対する外国人介護職員養成に資する講習の受講の支援
- ホ 外国人介護職員とのコミュニケーションの促進に必要な取組
- ヘ 外国人介護職員の介護福祉士資格の取得に必要な取組

③ 外国人介護職員が介護現場で働きやすくするために必要な取組に係る事業

- イ 孤立防止やホームシック等のメンタルケア
- ロ 地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会の開催

(2) 補助上限額

補助対象	補助率	補助限度額
外国人介護職員の活躍に資するツール等の導入支援に係る事業	3 / 4	225 千円 (1 施設あたり)
外国人介護職員の活躍に資するツール等の活用促進に係る事業		
外国人介護職員が介護現場で働きやすくするために必要な取組に係る事業		

(3) 補助対象経費

補助事業の実施に必要な次に掲げる経費

賃金、報償費、旅費、需用費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料、通訳料、翻訳料）、賃借料及び使用料、委託料、備品購入費、負担金

(4) 補助対象期間

補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付決定のあった日の属する年度の 4 月 1 日から 1 月 31 日までとする。

(5) 補助に係る留意点

事業の補助対象及び申請については、以下の点に留意すること。

- ① 当該事業のみで使用されることが特定・確認できないものや、当該事業の経費のみを明確に区分して算出できないものについては、適正な補助金執行の観点から補助対象外とする。そのため、当該事業以外の用途（他の補助事業や自主事業等）にも使用する共通的な経費は、当該事業に係る経費のみを按分して適切に算出すること。
- ② 外国人介護職員の活躍に資するツール等の導入経費について、導入後の運営費は本事業の補助対象とはならない。

2 補助事業者の義務

この補助金の交付決定を受けた場合は、次の条件を守ること。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、事前に知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の進捗状況等確認のために県が報告を求めた場合は、遅滞なく県に報告すること。また、必要に応じて県が実地検査を行う場合は、これに協力すること。
- (5) 補助事業を完了した場合は、補助事業を完了した日から起算して1月を経過した日又は当該年度の1月31日までのいずれか早い日までに補助金交付実績報告書を県に提出すること。

3 交付申請

(1) 申請受付期間

令和8年7月10日～令和8年8月31日 17時00分

※郵送での提出書類については、**当日必着**となりますのでご注意ください。

(2) 提出書類、提出方法

本事業による補助を受けようとする者は、補助金交付要綱第7条に定める申請書を作成し、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

なお、提出された書類は原則として返却しない。

提出書類	提出方法
① 介護サービス事業所多言語対応支援費補助金交付申請書（様式1）	郵送又は持参
② 提出書類チェックリスト	電子申請
③ 経費所要額調書（様式1-2）	電子申請
④ 支出計画書（様式1-3）	電子申請
⑤ 事業計画書（様式1-4）	電子申請
⑥ 役員一覧（様式1-5）	電子申請
⑦ その他参考となる書類 ・教材、翻訳機等の物品を購入する場合、単価が分かるもの。 ・外国人介護職員の雇用契約書（写し）※1	電子申請
⑧ 「人材育成計画」（該当事業者のみ） 在留資格「特定技能（介護）」取得のために必要な試験の受	電子申請

験に係る費用がある場合は、「特定技能（介護）」取得が、将来の介護福祉士資格取得のために必要なことを示した「人材育成計画」を添付すること（参考様式有）。	
⑨ 優先順位表（別紙１）（同一法人から複数施設申請を行う場合のみ）※２	電子申請
⑩ 債権者登録申出書（該当事業者のみ）※３ 通帳の写し	電子申請

- ※１ 外国人介護職員を雇用予定である場合は、雇用予定であることを証明する書面。
 ※２ 申し込み多数の場合、件数を制限する可能性があるので、予め了承すること。
 ※３ 本県へ債権者の登録をされていない方は、債権者登録申出書（原本１部）を提出すること。
 ※４ 電子申請が困難な場合は、郵送又は持参でも受付可能。



（３）書類の提出先及び問い合わせ先

電子申請フォーム又は、右記の二次元コードよりお申込ください。

URL：<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=SpqEwLQq>

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号（福岡県庁北棟 2 階）

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室

TEL：092-643-3327 FAX：092-643-3253

E-mail：k-kaigo.jinzai@pref.fukuoka.lg.jp

※郵送の場合は、封筒の表に「福岡県介護サービス事業所多言語対応支援費補助金」と朱書きすること。